

ウィーン条約法条約にみる「条約の解釈」とその再検討……(二)

——ILC草案とニューヘヴングループの両見解を通じて——

大西 公照

- 一 条約解釈の歴史的経緯とグロチウス
- 二 ニューヘヴングループの条約解釈における原文主義の再検討とILC草案
- 三 条約解釈の限界とそれへの批判
- 四 結語(一部—次号)

一 条約解釈の歴史的経緯とグロチウス

条約の解釈 (Auslegung von Verträgen) と一般に云われるが、日本語の場合はむしろ条約の翻訳に近い響きを持っている。Ehrlich, L. は Interpretation of Treaties (1928, 1952 改訂) の中で、条約の解釈問題は古代でも大いに発生したと説いているが、私としてはやはり Grotius, H., (1573-1645) の *De jure belli ac pacis* により火を付けられたとするのが至当のように思われる。その原文は、二巻十六章にあり “*Rectae interpretationis mensura est collectio mentis ex signis maxime probabilibus. Ea signa sunt dum generum, verba et coniecturae aliae: quae aut seorsim*

ウィーン条約法条約にみる「条約の解釈」とその再検討……(一)

considerantur, aut coniunctim,” (正しい条約解釈の手段は最も証明し得る指示・指針から発している目的・意図に關係がある。これらの指示、指針とは二つの種別、言語と推⁽¹⁾断である。然もこれ等は分離したり時には合体して判断される。) 概して Grotius は条約原文の作者の意志を第一次的に重視したが、然しいつ方で法の安定性の必要も亦暗に認めていたことになる。十七、八世紀の学者は多かれ、少なかれ Grotius の理論を繰り返したに過ぎなかつた。Le droit des gens ou principes de la loi naturelle の著者 Vattel, Emerich de (1714-69) は、Grotius 周辺以降の学説の蒐集分析者との自負からか、**条約の解釈**について条約原文の醸し出す意味が不明瞭で、且曖昧である場合には、条約締結者の意志の推⁽²⁾断よりも原文そのものの解釈に重要性を置くとする考え方に固執しており、それ以上のものは一種の演技にしか過ぎぬとしている。い⁽²⁾つ方 Grotius によって形成された条約解釈の多くのルールは、彼の後継者をも含め、それ等との関連を無視し、基本として条約原文の解釈一本か、条約締結者の意志が奈辺にあつたかの推断で行くという二者択一の弊に陥つたと言えよう。十九世紀の後半になり、漸くにして国際法の中に条約の解釈なるセクションが、その存在場所を見出し、時としていくつかのルールが彼等条約当事国どうしの重要性の指示なしに、リストアップされるに至る。その極め付きが Hyde, C. C., *On The Interpretation of Treaties* (1930)⁽³⁾ であり、法理論としては条約締結者の意志が、当該条約の解釈に決定的重要性を持つとし、可能な限り彼等の現実の意志が何であるか、何であつたかについて探索されるべきだとした。

当然、これら条約の解釈は常設仲裁裁判所(一九〇七)、常設国際司法裁判所(一九一九)の判断すべき最重要ターゲットとなつて行く。とりわけ国際法委員会(ILC)の主導したウィーン条約法条約(一九六九)は第三節で**条約の解釈**なる項目を採択、三一条より三三条にかけ、それへの画一化を示した。然し依然として条約の解釈に、その決定的要因を条約締結者の意志に置くか、条約の原文テキストの文脈上よりする究極の解釈に置くか、又はそれ以外の何を基準

として加えるかについては、喧々諤々今に至るもその決着をみていない。ここでは一応 Hyde, C. C., 等の延長線上に立つエール大ニューヘヴングループの McDougal, Myres S., Lasswell, Harold D., Miller, James C. 等の諸論文¹、とりわけその代表合作、*The Interpretation of Agreements and World Public Order* (1967) とそれを批判する Sontag, Susan 及び Stone, Julius 両教授との対比に於いて追求してみた。

(1) ここでいう推断とは、言葉で事物の法律的表現から区別されるものとしての法の真意 (intendment) 又は推理 (inference)。直接に明示されなくても一定事項が推理されるものを言う。英法では普通 implication を使う。

(2) 大西公照 現代の国際法 国際法の確立へ 二二頁—二三頁。

(3) Hyde, C. C., *The Interpretation of Treaties by the Permanent Court of International Justice*, AJIL, Vol. 24 (1930) p. 5-143.

二 ニューヘヴングループの条約解釈における原文主義の再検討とILC草案

条約の解釈について「条約法に関するウィーン条約(通称ウィーン条約法条約)」は第三節で次のように述べている。

第三一条

解釈に関する一般的な規則 (Allgemeine Auslegungsregel)

一、条約は、それらの文脈により、また、その条約の趣旨及び目的に照らし、その条約の用語に与えられる通常の意味に従って、誠実に (in good faith) 解釈されなければならない。

二、条約の解釈上、文脈は、その前文 (preamble) 及び付属書 (annexes) を含めた本文のほかに、次のものを含め

ウィーン条約法条約にみる「条約の解釈」とその再検討…(一)

るものとする。

a) 条約の締結に関連してすべての当事国 (parties) の間で為されたその条約に関する何れもの合意 (agreement)

b) 条約の締結に関連して一又は二以上の当事国が作成し、かつ、他の当事国がその条約に関連する文書として受諾した何れもの文書 (instrument)

三、文脈とともに、そこで次のものを考慮 (account) に入れるものとする。

- a) 条約の解釈又はその規定の適用に関して当事国の間で条約締結後に行なわれる何れもの合意
- b) 条約締結後の適用上の慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意 (understanding) を確立するもの
- c) 当事国間の関係に適用される国際法の関連の (relevant) 規則。

四、用語 (term) は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していた (intended) と認められる場合には、特殊な意味 (special meaning) が与えられるものとする⁽¹⁾

第三二条 解釈の補足的な手段 (Ergänzende Auslegungsmittel)

前条の規定の適用により得られた意味を確認する為、又は次の場合における意味を決定する為、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業 (preparatory work)、及び条約締結の際の諸事情 (circumstances) に依拠することが出来る。

- a) 前条の規定による解釈では意味が曖昧、もしくは不明確なままになっている場合
- b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合

これらの両条項に対し国際法委員会 (ILC) はコメントを出し、これらが今後の準テキスト的アプローチを一步進めたものになるだろうとの強調を行なっている⁽²⁾。とにかく当時の草案第二十七条、後でウィーン条約法条約に組み込ま

れる**第三一条**は「テキストとしては条約当事国の意志の權威ある表示として敢えて挿入さるべき性質のもので、然もそれは結果として条約の解釈の出発点となるべきものであるが、然し先ずは条約文の意味のより判り易い解説が何よりも大切であり、当事国の意志が、いくら優先さるべきだとはしてもそれを *ab initio* (最初から) の追求の対象としてはならない」との McDougal の見解がまさしく正鵠を得ていたことにはなる。

勿論テキストとして纏めるには、条約である限り当時国の意志の表現が盛り込まるべきは当然としてもその前にその意志の入る用語の枠組みをこそが不可欠なのであり、その故にのみ、ここでこそ**解釈に関する一般的な規則の確立**が必要だったことになる。その意味で**解釈の補足的な手段**が次の**第三二条**に廻ったのはテキスト原文として非常な前進を意味したことにもなる。⁽⁴⁾ McDougal-Lasswell-Miller は「国際法委員会なる立ち場で、この場合、もともと条約の解釈に外の条件の入る余地は全く存在せず、それこそ平明にしてごく自然な意味づけをとの Vattel (Emerich de) (1714-69) の思惟を通用させなくしてしまった⁽⁴⁾」ことになるの特記しているもうなずけるところではある。

ウィーン条約法条約第三二条の示す文脈 (context) の理念は、非常に技術的なものであり、McDougal 等の合作本⁽⁵⁾に要求されているような非本質な証拠に対して理解ある原文上の対策を示すことは全く不可能である。そのような意味合いで**第三三条**は**第三一条**3)のb)項が示すように、条約文の用語に対する付託に伴なう明瞭な意味を得んが為の最初の努力に対し素直に追隨するというものをみの条件として、非本質的な証拠の中広い使用を許容したものとみることが出来るであろう。とにかく**第三二条**のような**補足的な手段**では、若し条約原文使用の用語が明瞭でない場合でも、条約原文の意味のみでの解釈決定者は、それと正反対の意志の証拠の思考すらすべきでないということをも暗示していることになる。

また、その意味で**第三一条**1)が条約の解釈はその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実

に解釈することとするとの考え方を打ち出しているのは全く正確に的を射当てているものとみていい。これらの付託の一般性がある程度非本質的な証拠を考慮に入れること許容し、一連の註釈でそれらにある程度鮮明化させたとしても、条約の目的は条約当事国の締結の意志や期待とは全然異なった、全く似ても似つかないものになるのは全く避けられないところである。⁽⁶⁾ また一連の註釈の明瞭なる強度の強調は、非本質的な証拠への依存を主張するのと同じくその規定の条約原文中心主義者の方針をいっ方的に強化することであり、それにはまづ第一にもともと曖昧に陥りがちなテキスト原文を出来る限り明瞭化することであり、假りそめにも当事国の意志や期待の、より明瞭な具体化を獲得することではない。

ここで注意すべきは、ウィーン条約法条約の草案となった国際法委員会の提出文の中から、条約原文の解釈の *Maxims, canons, principles* と言う用語が、ブン抜かれており、然も彼等の使用目的が特殊なケースでの解釈への指針へと誘導されていて、特にこれらの使用目的が条約原文の意味を探し求めて、一層の明瞭化を図ろうとする時に顕著な曖昧さを生む契機たらしめている点である。国際法委員会は「これら条約の解釈の諸原則へのあまりにも度を越えた依存は条約の遵守義務と言うよりもむしろ自由裁量 (*discretionary*) に属するものであり、然も *documents* の解釈面では、むしろ少なからぬ芸術的な感覚の分野のもので、到底、純粹科学とは云えないものである。⁽⁷⁾」と強調しているのである。これらの意見とは対稱的にエール大のニューヘヴングループは、条約の解釈は出来る限り「科学的」であることを熱望し、従ってそれよりして過去の慣習が条約当事国の純粋な期待の重要な指示計であったことを暴露し、文脈の特異点を検分する為に条約の解釈の伝統的諸原則の系統的活用を勧めている点は注目に値しよう。

この国際法委員会と McDougal-Lasswell-Miller 間の条約の解釈に関する知的対決を簡単に説明してみると二つの主たる法律上の争点に達着しそうである。

- 1) これ等二つの条約解釈への研究の一つ一つの形成の根底にどのような要素が横たわっているのであろうかの点
- 2) 条約の解釈のこれ等の概念は、条約法上、最後の会議で具体化されるとしても、その過程での解釈でどのような差異を作り出してゆくのであろうかの点 である。

1) については、国際法委員会や条約法の成立に参加した最終の関係者、更に Waldock や Humphrey 卿に至る迄、外交官直接交渉、準備会、更に条約合議に至る前後の取り扱い行為等からする巾広い文脈から描き出される他の部面からの根源より比較されるものとして、条約締結者の意志の最良の証拠としては条約本文のあまりのむずかしさの故に非常なショックを受けたということが記されている。国際法委員会は、明らかに、またその故に文脈主義者の採択する方向付けにより、より巾の広い審査会を開催し本文第一主義者の規定する文脈の余りもの厳格さを招来すると言う危険を招来した。それは何故かと言うに、Stone, Julius 氏により強調されたよき理性をとの考え方に左右されたものであるが——法律上の定義というマスクの下に国際社会に於ける最も重要な要請であるべき実際の、また明瞭な法律上の立法権の行使を見せかけだけのものに終らしめている。更にまた一つの局面として、法理学に関する大陸法の伝統は、国際法委員会よりも強力で、法律上の技術革新の役割りに関する容認については、余りにも保守的であり、然も条約に使う外交官直接交渉上の言語の使用上の明瞭さはエール大学の New Haven グループのそれよりも数等倍楽観的である。⁽⁸⁾

最後に最も説得力のあるものとして、国際法委員会はしょつ鼻から条約法の巨大な骨組みの中に条約の解釈の概念をこそ位置付けるとのだと、大上段に両手を振りかざしており、外国公館による条約の遵守義務の自己流解釈による振る舞いには、その重要性の故に非常に神経質となっているのが現状である。条約の本文は何んと言っても契約の共通核となるものではあるが、然し乍ら文脈は、ややもすれば自己の方へ有利な、自己サービスへと向かいがちであるし、自己欺瞞感覚や自己欺瞞操作に陥り易い。McDougal-Lasswell-Miller 等はこれらの点について細心の注意を払いつつも、

不公平な証拠については条約締結決定権者が自分自身でその検証を行なう必要があるのであるが条約の解釈に係る事項は、外国公館に於ける字句の解釈の拘泥のみでは地揺れが激し過ぎるとして、一応国際裁判所に重心を置き、そこで裁かせるのがいち番最適であると記述している。⁽⁹⁾とにかく国際裁判所なところは、常態として国内社会とは空間的にも情緒的にもかなりの距離が存在するからと言うのである。国際裁判所の果たす機能としての風潮は、地球規模の方針の採用を強調し、異なった国内法システムから導き出される外観上の不公平は、他の観点からする外観や判事間の対話によって相殺しようとする仕組みである。⁽¹⁰⁾

McDougal 等はこれ等の条約解釈に関する方針の中心的な柱には充分満足したとの評価を与えてはいないこととなる。例えば、それは高度に政治的なものを対象とする**国際条約**、ケースとして**平和条約**のようなものに限ると、解釈をめぐる条約締結決定者の意志の表現を超えたような証拠の必要性を免除することを充分に明瞭化し、それらについての訴えや禁止のルールをハッキリと公示するようにして、そこでその条約案が締結されるようにする必要性があるように見受けられる意見を開陳している。

私自身の解釈に関する考え方としても McDougal 等の意見でないことは勿論のこと ILC 草案の明示の但し書きでもない全く外の二つの要素によって大きな影響を受けて来ている。その第一の要素とは、先ずは国内問題であれ、国際問題であれ、あるいは司法の問題であれ、行政府の問題であれ、更に政治的事務職員や官僚に、よりガヴァンされている問題であれ、その何れもが条約締結決定権者の締結された**場所**に関係があるということであり、第二はそれが**戦争**と**平和**の分野に入る問題や、又は、更により定着している相互関係という国家の安全保障上の巾広い問題に関するものであれ、**subject-matter** (条約の主題) との関係である。

その故に、ILC の草案と McDougal の率いるニューヘヴングループの研究とで条約の解釈に関するプロセス

で条約原文と文脈の相対的役割についてその共通化を図り、一本化を求めることは不可能に近いと云わざるを得ないのである。我々は条約の解釈に関する、より機能的、典型的概念を求め続け、更にこれらの要素に対し解釈についての言葉という道具立ての語彙化を通じ、又各語彙に関し、条約の原文や文脈上の適当な配合の妙という暗示を通じ、それらの上にこそ妥当なウェイトを与える必要があるものと考えざるを得ないのである。⁽¹¹⁾此の予測される概念的明快性のゴク初期の段階では、条約締結決定権者の中央集権化の締結場所としての、また戦争と平和の諸問題から手を引いた条約の主題の焦点としての力点を減じている条約原文の解釈の明快性に関する推定⁽¹²⁾の根拠の模範を示すことが重要なのである。

第二の法律上の争点——それは条約解釈の概念なる事象をよく権威的なものにしてしまいがちなのであるが——非常に複雑性を伴っており、Hampshire, S が Thought and Action(1960)で全巻に互り詳述しているように思考(むしろ条約締結への思わく)と法律行為の間の完全な、全く風通しのよい相互作用の約因であるべきいくつかの点で、何か感情的対立を誘発しかねないものとなっているもの。とにかく条約を解釈する場合、当事者に対し、いつ体、条約解釈の決定権者から如何なる範囲内の権限を委任されているものなのであるか。むしろこの場合、他の条約よりも、より多くの修辭語が使用されている状態となる。これらの解釈をめぐる論争では両当事国側に全然異なった条約の解釈結果を招来することになるのは必至である。例えば有名な South West Africa Cases の場合、第三国に対しては条約の解釈に関する一つ概念構成に忠実に従うとの手段を採ったが為、誰もが判事の結論に如何なる変更も予測し得ないという事実を発生させてしまったのではないだろうか。あるいは別の例として、一九五四年の Geneva 協定の解釈や一八八八年のスエズ運河条約、更には SEATO 条約もその例には洩れないであろう。条約の解釈概念とはその中での意味の発見が示される以上にその中に含まれる意義に関する結論の説明に関するものがより重要性を持つのではあるまいか。我々は現在此の種の法的性格に関する疑問に応える技術を一切所有していないのが現状。然し乍ら国際的な法秩序

の中で思考（又は言語）と法律行為間の関連性について例え、ある程度の懐疑論を持つと仮定しても——一個の法学追求者として、正当な機能的解釈と全く殆ど一致した条約の解釈の概念をまづ第一に択ぶべきものとするのが何にもまして最重要であると主張することにも、ある種の理由が存在するのも事実である。いずれにしても条約の解釈の方向付けは、翻訳者が採択する概念によって形成されるし、これがまた論争の的となっている条約原文の解釈に到達せんとして、一定の説明を加えんとすることを前提とする証拠の種別にもある種の影響を与えることも必至なのである。この段階でも、エール学派が真正に強調しているのは、国際的な事件を規制する法的権利の請求の擁護を支持するやり方の中には法が抱懐する世界法よりみた世界秩序上の共同社会的政策と両立する期待を分擔していることになるという点である。条約原文は意志¹³いわゆる intention の証拠ではあるが、然しそれらは証拠ではなく、意志そのものであり、探求の目的そのものに過ぎないのである。McDougal を核とするエール学派は我々に、若し意識的に条文の審査と反対の意味の解釈の文章に関してすべて自分の都合のいいように利用して考えるやり方を適用するならば、そう言う約束事について、この条約解釈についての審査法を提供していることにもなるであろう。然しそのことは条約原文に欠陥しているところに明快な解説付きを条約原文に付加させることによりその解釈自体を解決することを意味するものではないのである。もともと条約の解釈には、条約の本文そのものの存在が、論争を前提とし敵対視された解釈にさらされており、然も、ある当事国はそれを不誠実極まるものと考えており、またいつ方の当事国では非常に愚かなものであると見做している限り、条約の意味する解釈についての疑義は何時でも何処でも真直に存在するものなのである。そもそも条約締結決定権者が、条約締結当事国間で論争の的となっている条約本文の用語上の第一義的強調点を位置づけることにより国際条約としての解釈を明快にし得るのだと考えること自体が誤りだと言うことにもなるであろう。これらの想像的推定は、使用用語の Autonomy や条約解釈の権威を迄、あるいは両方ともをあまりにも誇張し過ぎての結果である。このこ

とに關する規範的思考としては、条約締結当事国により、関連証拠を解放させ、關係があると思われる条約の文脈のあらゆる局面を洗いざらしにすることを基本とした理性を持たせることにより、両当事国をして最も理に叶った説得性へと導かせ得ることになると考えられるし、そうすることによってのみ最善の權威ある結果を招来し得ることは間違いないと思われるのである。

その意味で国際法委員会の研究は戦争や平和の領域では自己解釈という狭い環境下での解釈でもしない限り、エール大、ニューヘヴングループの研究で二つの点で拒絶されたことになるであろう。

一) ニューヘヴングループの研究は条約の解釈の研究について、法学的性格の追究の部面からみて、最も使用可能な屋台骨の調査を確立したと云えよう。国際法委員会の草案条項とそのコメンタールは条約原文依存の解釈主義による裏書き分は除くとしても、全く典型的な、ごく微量のガイダンスをしか与えていないと極言出来そうである。これに反し、ニューヘヴングループの研究は純正な期待へのよりよい評価へと導くであろうあらゆる証拠の蒐集への思惟を勇気付ける調査法を採用した点では、反対論を乗り越えて、一応出色の出来栄であることに疑問をはさむ余地はない。

二) より広範な、組織的調査、勿論それは条約原文の明瞭性と云う誤った神話を拒絶するものであるが、結局するところ条約の解釈という基礎に立って、より説得し得る方向へ、またいろいろな批判に対してより容易に弁護することが出来る權威的解釈へと向って誘導して行っていることにはなる。然も若し条約原文の明瞭性が、条約文の解釈者によって主張され始めたりすると明瞭な解釈の出来る条約原文をめぐる論争はそこに条約の解釈について二者択一の立場を支持せんが為の証拠が新しく生産され、再吟味され生き残ることになってゆく。先きに言及した文脈から孤立した条約原文の使用言語のそれ自身の証拠としての明瞭性は、使用言語や共同社会の理解を一層空しいものとさせ残させるだけで

ある。基本的に使用言語と共同社会間の接点の誤って誘導された見解上の解釈をそのままにしておくことは既にいく度か国際法委員会が行なって来たように、呪術や神話、権威性の役割りに選択性を与えるべき人間性にまつわる事件や黙示性を伴うべき取扱い分野での理性や知性の役割りをも拒否することにもなってゆく。

- (1) Randelzhofer, Albrecht., *Völkerrechtliche Verträge* (1991) S. 31-2.
- (2) この点については 61 AM. J. Int'l L. 248-436 (1967) には 'ILC Report' を参考に今迄の条約法を集大成した画期的な条項であると強調した。
- (3) McDougal, Myres S., Lasswell, Harold D., Miller, James C., *The Interpretation of Agreements and World Public Order* (1967). New Haven Yale Univ. Press. P. 223-24, 275-76.
- (4) *Id.* p. 90.
- (5) *Id.*
- (6) ILC Comment on Article 27, *Id.* p. 351-252.
- (7) *Id.* 350
- (8) この点については South West Africa Cases, (1966) ICJ, 4 で相当度の議論が存したとしてくる [21 I. O. 1-22 (1967)]
- (9) *Id.* p. 258-60
- (10) この点については Liacouras, P 氏が ICJ (1962) でいろいろなケースをあげ論じているところ。
- (11) この点については McDougal 氏はこれらの機能上の典型的なものを求める追求は、非常に意義深いものがあるとしている。
- (12) 普通、推定 (presumption) とは法のルールを示し、法典上によるものであれ、裁判所のそれでも、推定が終結的推定を迎える迄、推定される事実の存在より惹起される基礎的事実を発見することにより、より真実に近づこうとすることである。Van Wart v. Cook, OKI. App., 557 p. 2d 1161, 1163.

一般に推定には大きく分けて三つあるとされる。その第一が終結的、且反証を許さぬ推定のことであり、'Conclusive presumption' 又は 'irrebuttable presumption' を指す。多数説として法の実質 (substance) '法の実在であり証拠のルールを示すものではない' とされる。このタイプの推定の例として七才未満の子供にはコモン ロー上、重罪 (felony) を犯す能力はないとするルールである。Fed-

eral Evidence Rules 三〇一、三〇二条にみられるもので、殆んどどの州の証拠法は反証推定だけに関するものとなっている。次が非終結的、反論を容認する推定で *inconclusive or reputable presumption* を指し、充分なる反証を示すことにより覆し得る推定を得るもの。ひと度推定に対する反証を試みる証拠が呈示されると、推定の効力は全く霧消し、立証責任を伴った当事者は陪審院の直接答申を避ける為の証拠を提出しなければならなくなる。第三が事実上の推定と云われるもの。これらは基礎事実が証明された時に出る令状以外では推定事実の発見を強制し得ない推定であり、この傾向は更に「事実」の推定の格付けや「法」の推定を拒否する流れに向かっている。

(13) 意志とは *Blacks Law Dictionary* (1979) p. 727 によると、「ある種の方法で法律をなす、またはある種の事件を遂行することを決定すること」とある。意味としては *will* (意志)、*purpose* (目的)、*design* (企画) などがそれに入る。

意志や外の文書の構成要件に関して用いられる時の *intention* とは、それらの中に含まれる言葉を集約したものとしてのセンスや意義付けを意味する。いっ方刑事や民事の責任に関し用いられる時は、その事態が望まれると否とに拘らず、その結果が惹起し得ると考えられるとして、彼自身の熟考した法律行為には追隨し得ないような、あらゆる結果を全く考え抜いたことを言うようである。

三 条約解釈の限界とそれへの批判

エール大 ニューヘヴン グループの研究は、つまるところ条約解釈の方法の原則を詳しく解説せんが為の大掛りな事前努力をめぐる一定の改良作業だったと言えると思う。此の改良作業の本質は条約解釈のプロセスに関する主として文脈上の変化の理解可能な仕様書きから惹起して来るものである。⁽¹⁴⁾ このニューヘヴングループの条約解釈の仕様書きはウィーン条約法条約に向けての国際法委員会作成の準備草案に於ける条約解釈を取扱う諸規定で採択されている研究法とよく対比されるところである。国際法委員会の研究は、第三節でその理由が示されているように、条約原文主義に対する誤らせ易い答申に立脚した全く逆行的、後退性を伴った研究を採択しており、且関係ある文脈上の要素に対する全く不満足そのものを示す註を付加している。国際法委員会は国際条約の明瞭性について誤った予見を示すこと

を奨励するかのような素振りを見せており、そのみならずこれら明瞭性が欠如しているケースでも非常に制限された分野での誘導指針（ガイドランス）を条約の解釈者に提供しているようにも見えるのである。⁽¹⁷⁾

仮りに、私がエール大 ニュー ヘヴン グループの研究の見解に共鳴する条約解釈の方法や方針をめぐる諸事項を超克したとしても、そこには、ただそれだけでは解決し得ない条約解釈をめぐるあらゆる方法にある種の制限を含む重要な法律上の制限が存在することも忘れてはなるまい。この制限とは、条約締結の諸経過、条約が時空をめぐる飛び交い交信されることによる媒介として用いられる諸言語の不完全性、国際社会の構造やその社会体制の選択の場で選択手段と微妙に調和する方向へと誘因させる選択指針となる手段を伴う国際公法的政策の伸縮自在な、まことにダイナミックな性格、更にまた条約遵守義務についてのある種の論争に関し条約締結者、とりわけその中の大国や列強の意志に従うように導いて行くやり方を採る国際制度なるものの非能力性等々の法的性格をめぐる複雑性の結果とも云えようかと思われる。勿論エール大 ニュー ヘヴン グループがそこまで条約の解釈を立体的に鋭く分析しているとするのはあながち穿がち過ぎであり、理解し込み過ぎであるかも知れない。国連憲章をグロチウスに心酔のあまり *de jure belli ac pacis* や *praedae* の延長線上にあり、その集大成とみるの類いである。然しどう考えてみても、今後の国際関係を彩り、その運用の核となることが予測される条約の解釈について、彼等ニュー ヘヴン グループが少なくともその難解な解釈問題へある種の警鐘を乱打し始めたその糸口となっていることは否めまい。

この見方からすると条約の制限の問題はその方法の一般論を詳しく説明すればする程曖昧模糊なものとなってくる。⁽¹⁶⁾ ニュー ヘヴン グループの見解も条約解釈の課題は明らかに条約の締結の対象となる目的物や条約解釈を必要とする事項が存するところの場所とは無関係に、均一、同質性のものでなければならぬとしている。思うに彼等グループの意見も、条約の解釈に関しては例えばそれが直接に戦争と平和の問題に関する条約の目的物であろうが、なかりうが、

又その法的性格として解釈の場所が国内であろうが国際的なところであれ、少なくともそれらに関する注意を喚起した点では大いに注目に値することは間違いない。これらの判断の本質とは「共通共同社会政策 (general community policies)」を無視することを考慮に入れることによつて強化された (改変された) 当事国の純正な共有する期待 (genuine shared expectations) の具象化の為の全体的呼称による一方的な立場に立つ解釈を回避するものである。これらの条約解釈に関する方針の形成は引用する文脈の「方法」の適用には前段階的な、且準備的なものに過ぎず、嘗ては条約解釈者の指針、ガイダンスとして与えるには、余りにも抽象的で且不定的なものであり、条約解釈者が従うには余りにも指導的であり過ぎ、且これらの条約の解釈に対する対象物としても条約の解釈的位置づけの解放性の熟知と言う点でも同じであつたもの。

我々は此処で、条約解釈に於ける一番最初に浮かんで来た期待可能性上のものを支持せんが為の、更に事情が変更した故の相対的権利やその義務上の関連を反影させんが為の潜在的且矛盾した努力を払うとしても、とても条約両当事者が喜びそのものを発するようなそんな正確なる条約解釈や、その為の要素は全然存在しないと言うゴク基本的な要目を取扱いたいのである。条約解釈の仕事 (タスク) とは当事国のいつ方を批判はするが規範的には、その条約に強調されている条約締結時の期待を切実に望むし、また他方当事国は事情変更の原則 (*Clausula rebus sic stantibus*) の強調を訴える為益々事態の解釈を難しくするもの。例えばかの前述の South West Africa では住民の福祉をどうするかと、ケースの条約の原文解釈をめぐり事情変更の原則の適用範囲をどうするかで大変に紛糾した。一般にその法的性格を持つとした事情変更の原則は認められないとしても、**国際社会法**が新しく芽生え始め、**ドラゴ** **ドクトリン**(一九〇二) や**南北理論**の流れを汲む**憲章第七十三条 非自治地域に関する宣言** などからそれらの考えを基本として取り上げ始めるとそれら条約の解釈をめぐりその範囲の画定に一層の難解さを加え始めているのが現在の姿と云えよう。この点に関

してニューヘヴングループの研究は、全体的にみてこの種の関係事項のものに関しては無視の態度を採っており、然もこれら関係事項の解釈には何程の貢献をもしていないようである。とにかくニューヘヴングループはただ単に基本的用語に基づく語彙を避けて締結された、またそうして成立した条約について収斂された期待でいつ方的に解釈するという最初の誤りについて、又、期待の収斂性について何を為すべきかという併行問題については何程も貢献していないし、触れてもいないようである。

更に彼等エール大ニューヘヴングループは、条約に対する当事国の最初に試みた条約解釈に敬意を表する形で条約解釈者の基本的条約遵守義務について極めて明快な表現をしている。

この(条約の)解釈に対し最初に試みる、特色のある最終解釈点とは条約締結決定者が条約に対する特殊な当事国の純正な共有する期待を確かめる為の熟練した、責任ある努力を引き受けるべきだとのことを明言しているのである。更に基本的政策との連鎖は明瞭である。即ち、人間の尊厳を守るということでは彼自身の選択を望むことであり、彼の上に他の人の選択を押しつける為に通の利益を無視することを援けることではない筈である。

この考え方の基礎に立ちニューヘヴングループは、条約解釈に対し機械的な原文解釈主義に立つ条約解釈や、条約解釈に対する宗教学者の概念を拒否し、且同じく平等に条約解釈者の不可避的に法的外観を整えていない自由心証を拒否している。

ニューヘヴングループは司法的処理のみに頼る条約解釈者の自由心証による解釈の変装を法的創作として潜在的に有用であるとするを条約解釈者の原理と考える Stone, Julius 女史の提案を批判して⁽¹⁶⁾る。Stone 女史は国際法廷、それには**国際司法裁判所も常設仲裁裁判所**をも含め、いわゆる力が弱少で、司法的に国際条約を国内法に轉移させる憲法上の手続きに従事する人々の印象がどうも小振りに見える点を論じている。McDougal 等も前掲書の二六四—

五頁で「(それは) 国際裁判所が、作り話しによって早まった緊張に対抗して適当に保護されていると言う全くありそうもないこと、即ち条約解釈決定の取り扱い経過の中での解釈参加者や学問上の観察者も、たとえその解釈が解釈技術として熟練したものであっても、これらの胡麻かしによって隠された司法手続上の創造に対する試みによって安定性を取り戻せるかの如き手法は、全くの錯覚であり、存在しない」と言うことだとするのである。同様に彼等 McDougal 等、即ち Lasswell や Miller の両教授も含め、一致して文脈上の証拠に関する凡てを概観することによる当事国の期待性の最大限の了承を得る為の必要性については繰り返し繰り返し議論をしている。彼等三教授は「眼がある見解、展望台につき、いくつかの制限の改良を試みようとする時には、眼を鑿のみで抉り出さんが為の」条約解釈の主張として原文中心解釈の弁護を考慮に入れている(同書三六二頁、同じく三六三頁より三六四頁)のである。即ち徹底した原文解釈主義を貫いている。

然し条約解釈の取り扱いの最終ゴールを知らせるものとしての純正な共有する期待とは何んであろうか。此の最終ゴールとは、それ自身が屢々作り話し(フィクション)ではないとしても条約の解釈をするという出来事の中で、これを第三者的に観察するか又はその解釈に直接参加することとかのみこれらを鎮静化させざるを得ないような厄介なものなのであろうか。宏大極まる条約が存在し、それが論争に発展した時には論議の対象となった規定の意味合いを明瞭化させたい為に条約締結時の当時の言質が与えられた時の期待を具象化させようとして如何に屢々、多くの過ちがこの場で犯されて来ているかとして、更に又これら条約の解釈時に、純正な共有する期待として、補助的に、あるいは全く無視し得る為利用出来るとされる共同社会の政策として活用される全く補完的な世界秩序としての政策が存在するとしても、そのいずれにしても条約解釈の取扱いの場で、信頼出来る鞏固な基礎となり、手立てとなり得るような手固いものは残念ながら何も存在していないのが現実なのである。実際、現代の国際社会では如何に不思議ではあっても純正な信

頼構造が、それが主権至上中心構造である限り、その主権行為上の執行を実施しており、また国際社会が国際秩序の思考と裁判上の正義の思惟との間に惹起する、ごく基本的な国際私法上の衝突に常時取り囲まれていても、同じ手法で純正な信頼構造を性懲りもなく持ち出し解決されているのが現実だとしても何んとも不思議なことではある。

例えば Southern Africa ケースでの国連による武力行使の如何が問われた時、**国連憲章の条文解釈をめぐり同第五条**の自衛権をめぐる解釈と**同第二条四項**による行動の原則の解釈が真っ向から対立したのはその好例である。とにかく、この種の論争での権威的解釈なるやり方による法律上、裁判上充分に両紛争当事国を満足させ得るような解釈手段は全然存在しなかったことになる。

例えば国内管轄権の上からする緊急性のある命令と基本的人権を最低限度確保せんが為の人道的干渉、との間の法的権利の請求のバランスは現実上の問題として、条約の解釈の手段による充分なる決議によっても些かの影響を受けるものではなく、もともとそのような解決にはなじまぬものである。ほん来此の種の論争には、価値ある入力 (input) が、条約解釈的出力 (output) をガヴァンするものである。私としてはかかる条約をめぐる解釈上の位置づけこそが現代の衝突し合っている国際的法システムの場に於ける国際条約の内容についてのごく当たり前たり得る基本的な性格であると思惟するのである。此の点を Hoffman, Stanly は revolutionary と moderate 国際システムとの間の差異だと説明している。⁽¹⁸⁾

ここで二つの点に纏めてみる。まづ第一にニューヘヴングループは如何なる明瞭な方法に於いてもこの条約解釈の中心的争点をいっ切ハッキリさせていない。第二に、純正な共有する期待と共通の社会政策は「法的な作り話し」として彼等自身が正当に機能すると考えたものにしてはあまりにも抽象的で且曖昧過ぎるし、その故にこそ Stone, Julius 女史に対抗して示された論文がそれらの批判の対象となったのである。ニューヘヴングループは主著 interpreta-

tion 一〇〇—一〇一頁の中で、「純正な共有する期待」と「共同社会の政策」の修辞学上の信頼は如何なる考え方にも影響されることはなく正当な言語で条約締結決定権者が訴えて居ることに調子を合わせて承認すること以外にはないとしているのである。この法律上の争点は、ニューヘヴングループが裁判上、法律上の行為の全体に及ぶ不確定性についての証拠を蒐集しようとして彼等の奨める方法とは全く無関連であるとしているが故に、とてもよく明瞭化されているとは言い難くなっている。この関連性の誤りはそれよりして、**純正な共有する期待と共通の共同社会の政策が条約締結決定権者をして、より以上の曖昧な感覚でもって条約締結時に処理し、締結しようとした点も彼等の印象の中にあつたであろう点を全く忘却していることである。**要するに条約締結決定者の意志のみが必ずしも条約の解釈の最終的決定打だとの考え方は、少なくとも修正する必要があるのは当然である。条約法学史上、条約には妥協の産物として、曖昧の俣に締結される場合が多々あるのは敢えて説明の要はないであろう。たしかにこれらの条約解釈者達は McDougal-Lasswell-Miller によって指示された文脈の、二教授の奨める組織的追求でより利益にあづかるのはいいとしても、然しそれ等の一見安定した。容易な解釈の仕方には必ずしも、外にある、あらゆる解釈の仕方による権威的解釈をいっ切放擲し、彼等に課された周辺の事情より惹起する**事情変更の原則**をも完全に無視し、基本的不確定性の要素のみを助長させ、その任務をも腐食させてゆくことは必至である。因みに McDougal はこの種の不確定性についていくつかの essay で明瞭に法律的な取り扱い、訴訟法関係では伝統的な考え方に立脚したものであることを信ずると述べている程。⁽¹⁹⁾ たしかに国際条約の解釈者達は、全き可能性というものが有り得ない職業性を持つに至った孤独な且むづかしい仕事を委任された人々で、特定の目的を持った要求が押しつけられ、それらの条約の解釈をめぐる周辺情報は不完全であり、資格としてのランク付けや、また共同社会政策の適用のない非センスの存在でもあると云えよう。

ニューヘヴングループの学者達が条約の解釈は一つのパズルを解くようなものだというのはいち面の正鵠性を持

っているような気もするのである。これ等の政策問題について、また条約解釈法についての理論構成に思いをめぐらし孤独性や不可能性について、いいにしろ、悪いにしろ彼等に高度の自由心証を認めるべきだとするのも一面の心理を穿ったもののようにみえてくる。これ等ニューヘヴングループの著者達は、現実論として事実とは逆に条約解釈者達の立場を認めてやり、然も彼等に条約解釈の適応性、融通性を、大袈裟ではあるが理性的判断よりする方法論にたかめてやるのも、いっ法ではないかと思惟されるところである。然し私がここで提出した方法論も、理性的というにはあまりにも遠く、況してや多くの条約の位置づけには余りにも有用ではないにしても、条約の解釈に対する法律行為の性格は屢々（その場合特に高度の政治的立場）適當なる除外をしても、矛盾した期待の優位的主張の故に權威を伴った演技に得手して感染されてしまい易いのである。McDougalすらもがこれら条約の憲法上の性格について「基本文書を下書きにしたところのそれ等の人々の期待に対しそれらの文書それ自身の意味を嚴格に制限するところの条約解釈をすべきだと声高に叫ぶ人が少なくなつて来ている」と主著の *interpretation* の九九頁で述べているところである。その代りに彼等ニューヘヴングループは「条約解釈の主たる目的は、締結後、今も当事国で連続して存在している共通の合意へ向けての効果が伴なうものでなければならず、解釈をめぐり紛争の種となつている諸問題のタイプに関する彼等の同時代に共有する期待」を含ますべきだと主張している。とにかくMcDougalはこの問題の伝統的困難性 (*inherent difficulty of the problem*) をほのめかしているのであるが、然し条約の解釈に伴つて惹起するいろいろな方法論の研究は益々前進さすべきだとするのである。要するにこの条約解釈問題の管理し難い核とは条約の解釈者が、当事国それぞれに同時代の期待の差異が存在するところでは、その国の立場に於ける条約解釈が期待されているが故に、必ず、また消失することなく、正確に当事国間に惹起して来るといふことである。

- (14) この見解ではニュー・ハヴングループの研究は改造的で、Hyde や Yu, Stone 両氏更に Chang 氏の批判的仕事も考慮に入れているが、然し新しい方針やあらゆる条約解釈のガイドラインの一揃いの提供としては批判を超えた働きをしている。
- (15) Rosenne, S., Interpretation of Treaties in the Restatement and the International Law Commission's Draft Articles: A Comparison, *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol 5 (1966) p. 205-30.
- (16) 目的物とはまた訴訟物、係争物 (the thing in dispute) と同じく、争ひの Subject-matter である。約因 (consideration) の為に表現される目的物や係争物。離婚権として、一方の当事者から他の当事者への法的権利の請求。不動産回復訴訟 (ejectment)。貨幣を取り返すこと。抵当物受戻権喪失 (foreclosure), *Flower Hospital v. Hart*, 178. OKI. 447, 62p. 2d 1248, 1252.
- (17) McDougal は The Interpretation of Agreements and World Public Order (1967) p. 263-65 の中で、Stone, Julius の見解は Lauterpacht, Hersch の研究と全く同意見で、国際裁判所に入入りする条約解釈者は司法裁判上の注意と法律行為上の抑制を基本として解釈する必要性を特に大きく強調しているに過ぎないと述べている。
- (18) Hoffman, Stanley; The Setting of American Policy p. 10-51 (1968)
- (19) McDougal, M. S., The Ethics of Power (1962) p. 221-40.

四 結語 (一部——次号)

これらの条約解釈の基本的制限に関する発見には少なくとも三個の主たる応答が必要になる。先ずはその第一として、法律上の作り話し、高度の抽象性(人間の尊厳、純正な共有する期待、共通の共同社会の政策)これら条約原文の文脈の解釈の追求を主目的として考えられた詳細な方法論上のものを信頼して偽りに満ちた定義の錯角を抱くことによる法的不確定性に関する口実 第二が、条約解釈者の価値入力に基づく条約翻訳者の法的不確定性や結果にのみ頼る依存性に大きく乗っかかる中心核の認知、最後に、第三の説明として、公正な、典型的条約解釈の位置づけの場での条約解釈の主目的、主対象となる主題、共通性の度合い、世界秩序の原理に対する示威的なつながり等に頼る国際条約の語彙の

間の差異に対する努力の傾倒による第二番目の難解部分の克服についてである。

これらの点について、次のような諺が助けとなる。*ut res magis valeat quam pereat*⁽²⁰⁾ (物が無効になるよりはむしろ結果を持つために) 即ち一旦締結された条約の解釈には、まずは原文の忠実な解釈、締結時の締結権者の意志、事情変更の原則の適用範囲、等がウィーン条約法条約第三一条、三二条の外に立体的考慮として加味されるべきは当然でありニューヘヴングループの見解と国際法委員会草案との折衷案と言うわけにもゆくまい。更に重要なのがその背景である。

条約の解釈と言ってもGrotiusの時代は二国間条約か、多くて数ヶ国間の多国間条約の解釈であり、ウェストフェリア条約(一六四八)すらも出現していなかった。彼の死後三年経ってからである。

ところが現代では条約の分類として、**二国間**、**多国間**の外に百ヶ国以上を対象とする**超多国間条約**、具体的には憲章**第五七条**の唱い上げる**専門機関**(経済、社会、文化、教育、保健の十七ヶ条約)条約が浮かび上がり、それに**環境**も加わろうとしている。**国連**もその重心を**安保理**より**経社理**に移し始め、**国際法**の取り扱い主対象をBoundaryの**国家間**の**関係**からBoundlessの**多国籍企業**にと、更にそのコントロールへと搾り込まれ始めると、そこで締結される条約文は、従来の二国間や多国間によくみられる地域性、密約性、政治・宗教性、閉鎖性等から、グローバル性、解放性、非政治・宗教性等へと大きく変容、**条約の解釈**にも、ややもすれば**国家益**内に傾き勝ちだった今迄の条約の解釈の枠組みに、**国連益内**というか、**世界益**とでも言える制限が加わり始めた。(紙数オーバーの為一部次号)

(20) Noy, Max. 50.